

# 少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針の基本的な考え方

## 1 目的

少額領収書等の写しの開示制度については、国会議員関係政治団体のすべての支出（人件費を除く）の領収書等を公開するという考え方により、政治資金規正法において設けられた制度であり、少額領収書等についても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）に準じ原則公開とし、権利濫用や公序良俗に反する請求は制限されるものとされている。

開示請求を受けた総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、当該開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときは、当該開示請求に係る少額領収書等の写しの開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

政治資金規正法第 19 条の 30 第 1 項第 6 号の規定により、政治資金適正化委員会において、少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針を定めるものである。

## 2 少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針

### (1) 「少額領収書等の写しの開示請求が権利濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合」の考え方

少額領収書等の写しの開示請求が権利濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合とは、「開示請求の態様や開示請求に応じた場合の行政機関及び国会議員関係政治団体の業務への支障並びに国民一般の被る不利益を勘案し、当該開示請求が、政治資金規正法で設けられた少額領収書等の写しの開示制度の本来の目的を著しく逸脱し、社会通念上妥当と認められる範囲を超える場合」である。

### (2) 「少額領収書等の写しの開示請求が権利濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合」の例示

例えば、次に掲げる場合については、政治資金規正法で設けられた少額領収書等の写しの開示制度の本来の目的を著しく逸脱し、「少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認

められる場合」であると考えられる。

- ① 開示請求時における開示請求者の発言から、開示請求の目的が、開示請求を受けた少額領収書等の写しを準備するための事務により、行政機関及び国会議員関係政治団体の業務を混乱、停滞させることにあると明らかに認められる場合
- ② 開示請求時における開示請求者の発言から、開示請求の目的が、開示された少額領収書等の写しに記載された情報を使用して犯罪行為を行うことにあり、かつ、犯罪行為であると開示請求者が自覚していると明らかに認められる場合や、開示請求の目的が、開示された少額領収書等の写しを改ざんして使用することにあると明らかに認められる場合
- ③ 開示請求するだけで、開示のために用意された文書を閲覧しないことが故意に繰り返されるなどの開示請求者の開示請求及び開示の実施の際の行為から、開示請求の目的が、開示請求を受けた少額領収書等の写しを準備するための事務により、行政機関及び国会議員関係政治団体の業務を混乱、停滞させることにあると明らかに認められる場合

なお、上記①～③以外の場合であっても、少額領収書等の開示請求が「少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合」に該当するか否かを個別に判断することになる。

ただし、開示請求の対象となる少額領収書等が著しく大量である場合については、事務処理上の困難その他正当な理由があるときであれば、国会議員関係政治団体による少額領収書等の写しの提出期限の特例（政治資金規正法第 19 条の 16 第 7 項）や、処理期限の特例（同法第 19 条の 16 第 13 項・第 14 項）により対処するものであって、開示請求の目的が、開示請求を受けた少額領収書等の写しを準備するための事務により、行政機関及び国会議員関係政治団体の業務を混乱、停滞させることにあると明らかに認められる場合を除き、権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当しない。

### (3) 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会における判断の留意点

総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が、少額領収書等の開示請求が「少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合」に該当するかを判断するに当たっては、次の点に留意すること。

- 少額領収書等の写しの開示請求が「少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する場合」に該当するかの判断に当たっては、開示請求者の職業など開示請求の態様に関係しない開

示請求者に関する事項を判断材料として開示請求の目的を推認することは不適當であること。

- また、少額領収書等の写しの開示制度は、開示請求者に対し、開示請求の理由や利用の目的等の個別の事情を問うものではないため、少額領収書等の写しの開示請求書には、開示請求の目的は記載事項とされておらず、また、開示請求時において、開示請求の目的を開示請求者に確認することは想定されていないこと。

【少額領収書等の写しの開示請求書における開示請求者に関する記載事項】

- ・ 開示請求をする者の氏名又は名称
  - ・ 住所又は居所
  - ・ 法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- あくまでも、開示請求者の開示請求及び開示の実施の際の行為や開示請求時における開示請求者の発言等の開示請求の態様により、開示請求の目的が明らかに認められる場合について、少額領収書等の写しの開示請求が「少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する場合」に該当するか判断すること。